

「令和8年度みやざきシニア就業支援センター運営業務」実施団体選考基準

審査項目	審査内容	配点	総合
業務執行体制等	本事業を適正に実施するための運営体制、財政基盤等を有しているか。	10	30
	本業務を円滑に実施するために必要な人員（キャリアコンサルタント等）を確保している（確保できる見込みがある）か。	10	
	就業支援について、国または地方自治体からの受託経験やノウハウを有しているか。	5	
	個人情報の管理体制は整っているか。	5	
提案内容	効果的に事業を実施するのに適切なスケジュールが組まれているか。	5	60
	事業の効果的実施に必要な「関係機関や県内企業との連携・協力体制」が図れる内容となっているか。	5	
	「就業相談」について、支援対象者の要望に対して効果的に実施するための提案がなされているか。	10	
	「セミナーの開催」について、支援対象者の就労意欲の喚起やスキルアップ等に繋がる効果的な提案がなされているか。	10	
	「就職面談会」、「職場見学会等」について、支援対象者の就業に繋がる効果的な提案がなされているか。	10	
	「企業開拓・求人アドバイス」について、効果的な提案がなされているか。	10	
	「広報」について、効果的な提案がなされているか。	10	
経済性について	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、削減が図られているか。	5	10
	提案価格に優位性はあるか（配点（5点）×最低価格／提案価格）。	5	
得 点		100	100

【審査方法】

- （１）委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- （２）全ての委員の点数を集計する。
- （３）集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- （４）企画提案者が1団体のみなど、委託先選定に当たり比較検討出来ない場合は、
選考委員の合計点数が180点（6割）以上になったとき、その企画提案者に委託するものとする。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに配点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準よりも劣る提案